

## 用語の解説

用語	解 説
中長期在留者	<p>出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の①から④までのいずれにもあてはまらない者である。</p> <p>なお、次の⑤及び⑥の者も中長期在留者ではない。</p> <p>① 「3月」以下の在留期間が決定された者                  ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者                  ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者                  ④ ①から③までに準ずるものとして法務省令で定める者（「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族、デジタルノマド(国際的なりもネットワーク等を目的として本邦に滞在する者)又はその配偶者・子)                  ⑤ 特別永住者                  ⑥ 在留資格を有しない者</p>
在留外国人	中長期在留者及び特別永住者
総在留外国人	<p>在留外国人に次の①から④の者を加えたもの。</p> <p>① 「3月」以下の在留期間が決定された者                  ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者                  ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者                  ④ ①から③までに準ずるものとして法務省令で定める者（「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族、デジタルノマド(国際的なりもネットワーク等を目的として本邦に滞在する者)又はその配偶者・子)</p>



特 定 技 能	1 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（出入国管理及び難民認定法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
	2 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	3年、1年又は6月
技 能 実 習	1 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
	2 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
	3 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

(3)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
文 化 活 動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家からの指導を受けてこれを修得する活動（(4)の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	3年、1年、6月又は3月
短 期 滞 在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

(4)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
留 学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）
研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（(2)の表の技能実習1号の項に掲げる活動及びこの表の留学の項に掲げる活動を除く。）	2年、1年、6月又は3月
家 族 滞 在	(1)の表の教授、芸術、宗教、報道、(2)の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、(3)の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

(5)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
特 定 活 動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

別表第2

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永 住 者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	5年、3年、1年又は6月
定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

(注) 在留資格は、令和6年末現在における出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2に掲げるものによる。  
また、この表に掲げる在留期間は、令和6年末現在のものである。